

令和3年度

松戸市住宅用省エネルギー設備 設置費補助金のご案内

!!注意!!

◎定置用リチウムイオン蓄電システム(以下「蓄電池」という。)の補助要件に、太陽光発電システムを既に設置していること、または、蓄電池の設置に合わせて太陽光発電システムを設置することが追加になりました。

◎申請書・同意書の押印廃止に伴い、申請者の本人確認をさせていただきますことになりました。

※官公庁が発行する顔写真付きの書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の場合 1点、その他の書類(保険証、年金手帳、通帳など)の場合は 2点以上 を申請時にご提示ください。

※郵送又は代行業者による持ち込みの場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

提出書類が揃っているか、チェックリストでご確認の上ご申請下さい!!

1 申請要件

【全設備共通】

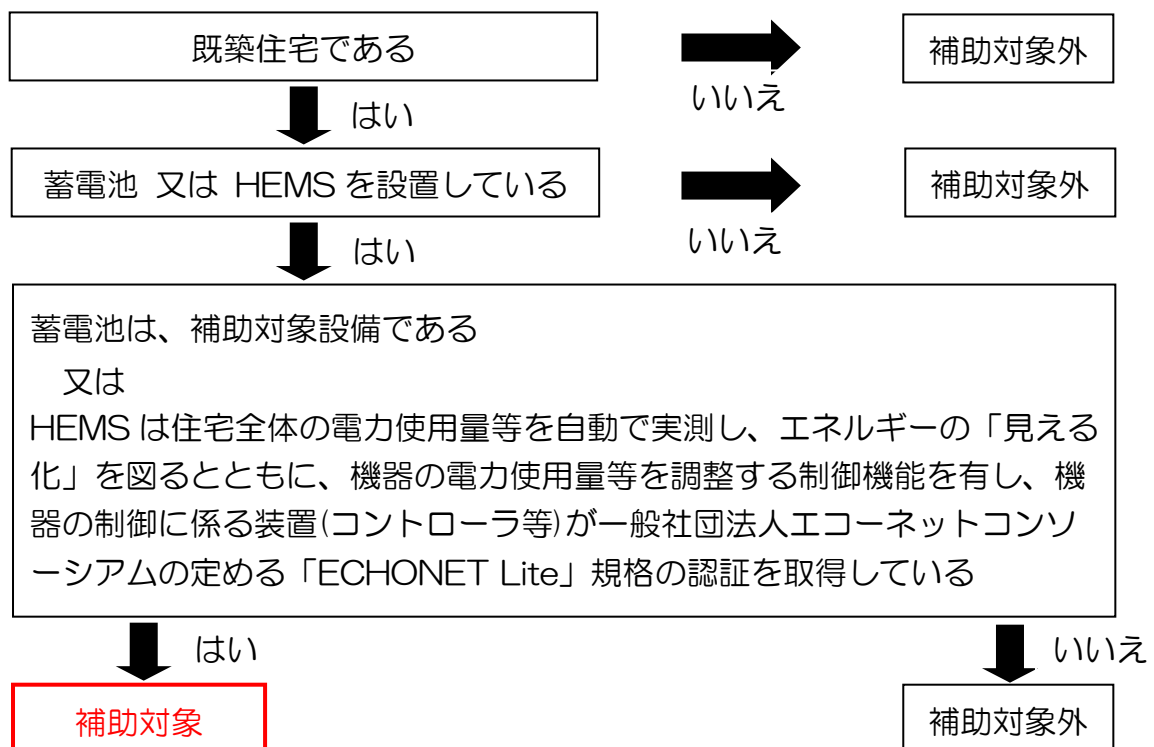
- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 市税(県民税を含む。)を滞納していないこと。
- (4) 補助対象設備の共有者がいる場合は、全ての共有者の間で同意が取れていること。

【太陽光発電システム】

- (1) 令和3年4月1日から翌年3月10日までの間に、自ら居住するものとして本市の住民基本台帳に記録されている住所における住宅(店舗等の併用住宅を含み、建築工事が完了し、所有者への引渡しが進んでいるものに限る。以下「既築住宅」という。)に未使用の補助対象設備を購入し、設置したこと。
- (2) 蓄電池又はエネルギー管理システム(以下「HEMS」という。)(住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置(コントローラ等)が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。以下同じ。)を既築住宅に設置していること。
- (3) 電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約をいう。以下同じ。)を締結していること。

(補助対象となるかご確認ください)

※太陽光発電システムが設置されている建売住宅を購入した場合は補助対象となりません。



【窓の断熱改修】

令和3年4月1日から翌年3月10日までの間に、自ら居住するものとして本市の住民基本台帳に記録されている住所における既築住宅に未使用の補助対象

設備を購入し、設置したこと。

【家庭用燃料電池システム(以下「エネファーム」という。)・太陽熱利用システム】

令和3年4月1日から翌年3月10日までの間に、自ら居住するものとして本市の住民基本台帳に記録されている住所における住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に未使用の補助対象設備を購入し、設置したこと、又は同設備が設置されている建売住宅を購入し、引渡しを受けたこと。

【蓄電池】

- (1) 令和3年4月1日から翌年3月10日までの間に、自ら居住するものとして本市の住民基本台帳に記録されている住所における住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に未使用の補助対象設備を購入し、設置したこと、又は同設備が設置されている建売住宅を購入し、引渡しを受けたこと。
- (2) 太陽光発電システムを既に設置していること、又は、蓄電池の設置に合わせて太陽光発電システムを設置すること。

2 申請受付期間及び方法

令和3年4月1日から翌年3月10日まで

※ただし、申請は受付順で、予算枠に達した時点で終了します。

また、申請は環境政策課へ行うこととし、支所等での受付は行いません。

3 補助対象設備の補助対象日

補助対象設備は、令和3年4月1日から翌年3月10日までの間に工事着工、工事完了及び費用完済したものとします。なお、エネファーム・太陽熱利用システム・蓄電池が設置されている建売住宅を購入した場合は、令和3年4月1日以降に申請者への引渡し及び費用完済したものを対象とします。(太陽光発電システム及び断熱窓が設置されている建売住宅を購入した場合は補助対象となりません。)

4 補助対象となる設備要件等

- ※ 補助対象経費とは、補助対象設備の購入及び工事に要した額のうち、消費税及び国等の補助金交付額を差し引いた額とする。
- ※ 補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
- ※ 補助を受けることが出来る回数は、1つの住宅あたり各補助対象設備につき1回限りとする。ただし、過去に補助金を受けた者と別世帯の者が同じ設備を設置する場合はその限りではない。

【太陽光発電システム】

(1)設備要件

- ア 住宅用の低圧配電線(配電用変電所から電力を供給する配線のうち100V又は200Vの電線をいう。)と逆潮流有り(太陽電池が発電した電力量が当該住宅等において消費する電力を上回った場合において、余った電力を電力会社へ供給することができる仕組みをいう。)で連系するものであること。
- イ 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。
- ウ 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。
- エ 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの。
- オ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの。
- カ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているもの。
- キ 最大出力が10kW未満であること。

(2)補助金額

1kW(小数点以下第3位を四捨五入)あたり2万円、上限9万円

※太陽光発電システムの発電容量とパワーコンディショナーの出力容量のうち小さい値を乗じる。

(3)申請に必要な書類

必要書類	記載要件ほか
申請書 (第1号様式)	申請者氏名欄は、署名または記名(印字)すること。
同意書	市長が住民基本台帳法に基づく記録と納税状況を確認することに同意し、暴力団員等に該当しないことを示す書類。必ず署名すること。 ※同意しない場合は、住民票の写し及び納税証明書の提出が必要。
契約書等の写し	工事着工(予定)日、工事完了(予定)日、経費の内訳が記載された契約書等の写し。 ※契約書等に経費等の明細が記載されていない場合は、当該契約の内訳書又は見積書を合わせて提出すること。 ※契約書等に工事着工及び完了日(建売住宅の場合は引渡日)が記載されていない場合は、工事着工完了届出書(建売住宅の場合は引渡証明書)を合わせて提出すること。要原本。 ※注文書の場合は、注文請書を併せてご提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経

	費の明細がわかる内訳書又は見積書を合わせて提出すること。
補助対象設備の形状や仕様が確認できる書類	補助対象設備が掲載されたパンフレット等の写し。 ※太陽電池モジュール、パワーコンディショナーそれぞれが必要。
領収書の写し	設置設備の購入及び工事に係る但し書きが記載された領収書。
設置状況が確認できる写真	住宅に設置された太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、電力量計の全体を正面から撮影した写真。 ※工事中と思われるものは不可。
未使用品であることを確認できる書類	太陽電池モジュール、パワーコンディショナーのそれぞれの保証書、出荷証明書や出荷日等が記載された納品書などの書類の写し。
既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者氏名及び検査年月日が記載された検査済証 ※宛名が申請者ではない場合、家屋に係る登記簿謄本、又は、固定資産税課税台帳登録事項証明書の写しを合わせて提出すること。 ・家屋に係る固定資産税課税台帳登録事項証明書 ※その年の1月1日以降に住宅を取得した場合、固定資産税課税台帳に反映されていない可能性がある所以要注意。 ・家屋に係る登記簿謄本（新築の登記日から概ね1年以上が経過している場合のみ） ※住宅の引渡しと太陽光発電システム設置工事日が近接する場合、日付の整合性を確認するまでお時間をいただくことがあります。
蓄電池又はHEMSの仕様等が確認できる書類	住宅に設置された蓄電池又はHEMSが掲載されたパンフレットの写し等。
蓄電池又はHEMSの設置状況が確認できる写真	住宅に設置された蓄電池又はHEMSの全体を正面から撮影した写真。 ※パッケージ型番のものは、パッケージに含まれる全ての機器の写真が必要。 ※工事中と思われるものは不可。
太陽電池モジュールの出力対比表	設置した全ての太陽電池モジュールの出力対比表の写し。

電気に係る特定契約の締結を証する書類	次のいずれかの書類の写し。 <ul style="list-style-type: none"> ・発電者等へ送付される「特定契約締結完了のお知らせ」(メール) ・売電状況がわかる書類
--------------------	---

併せて松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金交付請求書(第 3 号様式)をご提出ください(請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません)。

【窓の断熱改修】

(1)設備要件

- ア 既築住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団に登録されているもの。
- イ 1居室単位で外気に接する全ての窓が断熱化されているもの。

(2)補助金額

補助対象経費の4分の1、上限8万円

(3)申請に必要な書類

必要書類	記載要件ほか
申請書 (第 1 号様式)	申請者氏名欄は、署名または記名(印字)すること。
同意書	市長が住民基本台帳法に基づく記録と納税状況を確認することに同意し、暴力団員等に該当しないことを示す書類。必ず署名すること。 ※同意しない場合は、住民票の写し及び納税証明書の提出が必要。
契約書等の写し	工事着工(予定)日、工事完了(予定)日、経費の内訳、補助対象設備の一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団に登録されている登録型番号が記載された契約書等の写し。 ※契約書等に経費等の明細が記載されていない場合は、当該契約の内訳書又は見積書を合わせて提出すること。 ※契約書等に工事着工及び完了日(建売住宅の場合は引渡日)が記載されていない場合は、工事着工完了届出書(建売住宅の場合は引渡証明書)を合わせて提出すること。要原本。 ※注文書の場合は、注文請書を併せてご提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書又は見積書を合わせて提出すること。

※マンション管理組合からの承諾書	分譲マンションの共有部の窓を改修するために、マンションの管理組合の承諾が必要な場合に提出すること。ただし、専有部の改修や共有部であっても管理規約等で管理組合の承諾なく改修できる場合は不要。
補助対象設備の形状や仕様が確認できる書類	補助対象設備が掲載されたパンフレット等の写し。 ※該当箇所に、マーカー等で印をつけ提出すること。
領収書の写し	設置設備の購入及び工事に係る但し書きが記載された領収書。
窓の改修工事前と工事後の写真	室内から撮影した補助対象となる全ての窓の写真。 障子や網戸を外した状態で、カーテンや家具等で遮られていないもの。 ※写真には、申請者の氏名、住所、工事する窓の場所が記載されたものを一緒に撮影すること。(よくある質問 Q12 参照) ※工事後の写真は、工事前の写真と同じ角度で撮影すること。工事前後の変化がわかりにくい場合は、工事中の写真も併せて提出すること。
未使用品であることを確認できる書類	補助対象となるすべての窓の保証書、 <u>出荷証明書</u> や出荷日等が記載された納品書などの書類の写し。
既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し。 <ul style="list-style-type: none"> • 申請者氏名及び検査年月日が記載された<u>検査済証</u> ※宛名が申請者ではない場合、家屋に係る登記簿謄本、又は、固定資産税課税台帳登録事項証明書の写しを合わせて提出すること。 • 家屋に係る<u>固定資産税課税台帳登録事項証明書</u> ※固定資産税課税台帳登録事項証明に記載されている情報は、一月一日時点の情報です。 • 家屋に係る<u>登記簿謄本</u>(新築の登記日から概ね1年以上が経過している場合のみ) ※住宅の引渡しと太陽光発電システム設置工事日が近接する場合、日付の整合性を確認するまでお時間をいただくことがあります。
窓の設置場所がわかる図面	設置した窓の場所がわかる平面図及び立面図。 ※窓の場所が分かるようにマーカー等をし、写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示すること。 ※窓が複数ある場合は、契約書及び写真と照合できるよう、窓の

	サイズや種類等を書き込むこと。(よくある質問 Q15 参照) ※手書きのものでも確認ができれば可。
--	--

併せて松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金交付請求書(第 3 号様式)をご提出ください(請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません)。

【エネファーム】

(1)設備要件

- ア 燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス及び液化石油ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。
- イ 国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているもの。

(2)補助金額

上限 5 万円

(3)申請に必要な書類

必要書類	記載要件ほか
申請書 (第 1 号様式)	申請者氏名欄は、署名または記名(印字)すること。
同意書	市長が住民基本台帳法に基づく記録と納税状況を確認することに同意し、暴力団員等に該当しないことを示す書類。必ず署名すること。 ※同意しない場合は、住民票の写し及び納税証明書の提出が必要。
契約書等の写し	工事着工(予定)日、工事完了(予定)日、経費の内訳が記載された契約書等の写し。 ※契約書等に経費等の明細が記載されていない場合は、当該契約の内訳書又は見積書を合わせて提出すること。 ※契約書等に工事着工及び完了日(建売住宅の場合は引渡日)が記載されていない場合は、工事着工完了届出書(建売住宅の場合は引渡証明書)を合わせて提出すること。要原本。 ※注文書の場合は、注文請書を併せてご提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書又は見積書を合わせて提出すること。 ※補助対象設備が設置されている建売住宅を購入した場合は、引渡し(予定)日が明記されていること。

補助対象設備の形状や仕様が確認できる書類	補助対象設備が掲載されたパンフレット等の写し。
領収書の写し	設置設備の購入及び工事に係る但し書きが記載された領収書。
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の全体を正面から撮影した写真。 ※工事中と思われるものは不可。
未使用品であることを確認できる書類	補助対象設備の保証書、 <u>出荷証明書</u> や出荷日等が記載された <u>納品書</u> などの書類の写し。

併せて松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金交付請求書(第 3 号様式)をご提出ください(請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません)。

【太陽熱利用システム】

(1)要件

- ア 集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもの。
- イ 一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品(BL 部品)として認定を受けたもののうち、集熱方式が強制循環型又は空気集熱型に分類されているもの。

(2)補助金額

上限 5 万円

(3)申請に必要な書類

必要書類	記載要件ほか
申請書 (第 1 号様式)	申請者氏名欄は、署名または記名(印字)すること。
同意書	市長が住民基本台帳法に基づく記録と納税状況を確認することに同意し、暴力団員等に該当しないことを示す書類。必ず署名すること。 ※同意しない場合は、住民票の写し及び納税証明書の提出が必要。

契約書等の写し	<p>工事着工(予定)日、工事完了(予定)日、経費の内訳が記載された契約書等の写し。</p> <p>※契約書等に経費等の明細が記載されていない場合は、当該契約の内訳書又は見積書を合わせて提出すること。</p> <p>※契約書等に工事着工及び完了日(建売住宅の場合は引渡日)が記載されていない場合は、工事着工完了届出書(建売住宅の場合は引渡証明書)を合わせて提出すること。要原本。</p> <p>※注文書の場合は、注文請書を併せてご提出すること。</p> <p>※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書又は見積書を合わせて提出すること。</p> <p>※補助対象設備が設置されている建売住宅を購入した場合は、引渡し(予定)日が明記されていること。</p>
補助対象設備の形状や仕様が確認できる書類	補助対象設備が掲載されたパンフレット等の写し。
領収書の写し	設置設備の購入及び工事に係る但し書きが記載された領収書。
設置状況が確認できる写真	<p>補助対象設備の全体を正面から撮影した写真。</p> <p>※工事中と思われるものは不可。</p>
未使用品であることを確認できる書類	補助対象設備の保証書、 <u>出荷証明書</u> や出荷日等が記載された納品書などの書類の写し。

併せて松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金交付請求書(第 3 号様式)をご提出ください(請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません)。

【蓄電池】

(1)設備要件

- ア リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの。
- イ 国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているもの。

(2)補助金額

上限 10 万円

(3)申請に必要な書類

必要書類	記載要件ほか
申請書 (第 1 号様式)	申請者氏名欄は、署名または記名(印字)すること。
同意書	市長が住民基本台帳法に基づく記録と納税状況を確認することに同意し、暴力団員等に該当しないことを示す書類。必ず署名すること。 ※同意しない場合は、住民票の写し及び納税証明書の提出が必要。
契約書等の写し	工事着工(予定)日、工事完了(予定)日、経費の内訳、補助対象設備の一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている登録型番号が記載された契約書等の写し。 ※契約書等に経費等の明細が記載されていない場合は、当該契約の内訳書又は見積書を合わせて提出すること。 ※契約書等に工事着工及び完了日(建売住宅の場合は引渡日)が記載されていない場合は、工事着工完了届出書(建売住宅の場合は引渡証明書)を合わせて提出すること。要原本。 ※注文書の場合は、注文請書を併せてご提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書又は見積書を合わせて提出すること。 ※補助対象設備が設置されている建売住宅を購入した場合は、引渡し(予定)日が明記されていること。
補助対象設備の形状や仕様が確認できる書類	補助対象設備が掲載されたパンフレット等の写し。
領収書の写し	設置設備の購入及び工事に係る但し書きが記載された領収書。
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の全体を正面から撮影した写真。 ※パッケージ型番のものは、パッケージに含まれる全ての機器の写真が必要。 ※工事中と思われるものは不可。
未使用品であることを確認できる書類	補助対象設備の保証書、 <u>出荷証明書</u> や出荷日等が記載された納品書などの書類の写し。
太陽光発電システムが設置され	設置されている太陽光発電システムの写真及び次のいずれかの書類の写し。

<p>ていることが確認できる書類。</p>	<p>【既に太陽光発電システムが設置されている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池の設置費の設置工事日より前（概ね6か月以内）に売電された電力の明細 ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し等 <p>【蓄電池の設置に合わせて太陽光発電システムを設置する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気に係る接続契約のご案内等 ・太陽光発電システムの保証書
-----------------------	--

併せて松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金交付請求書(第3号様式)をご提出ください(請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません)。

5 よくある質問等

Q1 書類に不備や不足等があった場合は？

A 窓口申請の場合は、その場で修正箇所等をお伝えした上で、返却します。また、郵送申請の場合は、修正箇所等を確認し、返送しますので、余裕を持った申請をお願いします。修正等を行った上で、改めてご申請ください。

Q2 郵送でも書類は受付してもらえますか？

A 郵送でも受付は可能です。追跡などが可能な書留等での送付を推奨します。

Q3 請負業者が申請手続きを代行することは可能ですか？また、代行する場合、委任状等は必要ですか？

A 申請者本人の了承を得ていれば、代行可能です。委任状等は必要ありません。

Q4 契約書上、共有名義になっています。申請も連名で行うのですか？

A 申請はお一人で行ってください。契約書が連名の場合は、申請者への委任状が必要になります。「委任状」をホームページからダウンロードし、必要事項をご記入の上、提出してください。

Q5 工事着工完了届出書はどんな時に必要となりますか？

A 工事着工(予定)日及び工事完了(予定)日が契約書に明記されていない場合や記載されていたとしても実際の日とちと異なる場合、契約書と併せて工事着工完了届出書【要原本】が必要となります。

Q6 工事完了日とはいつになりますか？

A 本補助金において「工事完了」とは設備設置に係る工事が終了した日(太陽光

発電システムにおいては、特定契約締結日または工事完了日のいずれか遅い日)になります。蓄電池などパッケージ型番の機器を設置される場合、パッケージ型番を構成する機器全ての設置をもって「工事完了」となります。

Q7 クレジットや銀行振り込みによる支払いのため、領収書がありません。領収書の写しを添付しなくても構いませんか？

A 領収書の写しは例外なく必要となりますので、請負業者に発行を依頼してください。※当補助金のホームページから「領収証明書」をダウンロードし、請負業者に提示の上、発行を依頼してください。

Q8 太陽光発電システムについて、申請者と電気に係る特定契約者が異なる場合、申請できますか？

A 申請者、契約者、領収書の宛名、特定契約者、請求者及び口座名義人は同一人物である必要があります。

Q9 蓄電池について、国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業に登録されている製品の蓄電池のみを設置した場合、補助対象となりますか？

A パッケージ型番で登録のある場合、パッケージに含まれる全ての機器を設置しなければ補助対象となりません。

Q10 窓の断熱改修について、居室につながる階段・踊り場の窓は対象になりますか？

A 対象となりません。

補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋など、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている居室

対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

Q11 窓の断熱改修について、居室に外気に接している窓と外気に接していない窓がある場合、両方改修する必要がありますか？

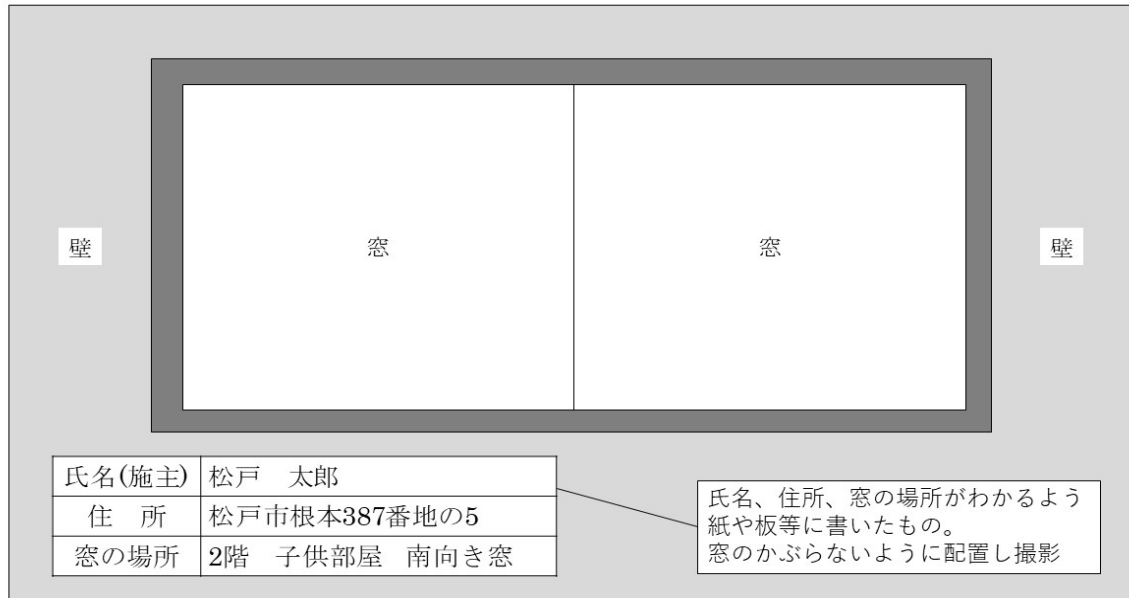
A 外気に接していない窓は原則、改修する必要はありません。

ただし、その外気に接していない窓を改修にしないことにより、その居室の断熱化の効果を薄めてしまう場合は、改修が必要となります。

Q12 窓の断熱改修について、工事着工前の写真はどのように撮影すればよいですか？

A 申請者の氏名、住所、工事する窓の場所が記載された紙や板等を窓にかぶらないように配置し、一緒に撮影してください。

【撮影の例】



Q13 窓の断熱改修について、工事着工前の写真を撮り忘れてしまいました。申請できますか？

A 申請できません。必ず工事着工前の写真を撮影してから工事を開始して下さい。

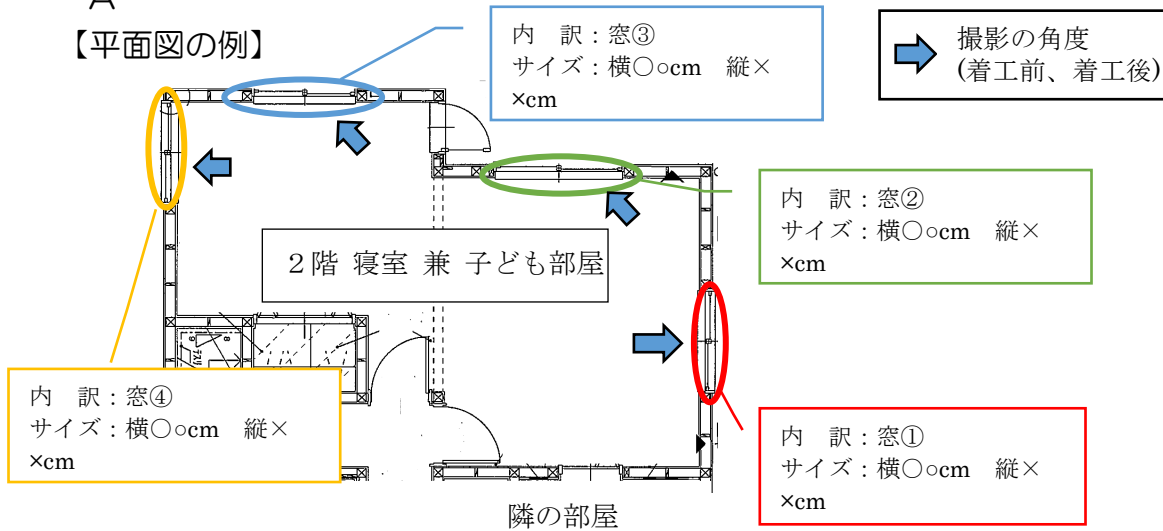
Q14 窓の断熱改修について、平面図は提出できますが、立面図は提出できない場合、申請できますか？

A 平面図、立面図の提出は、「1居室の外気に接する全ての窓を改修すること」を確認することを目的としておりますので、平面図のみでも確認ができる場合は申請できます。

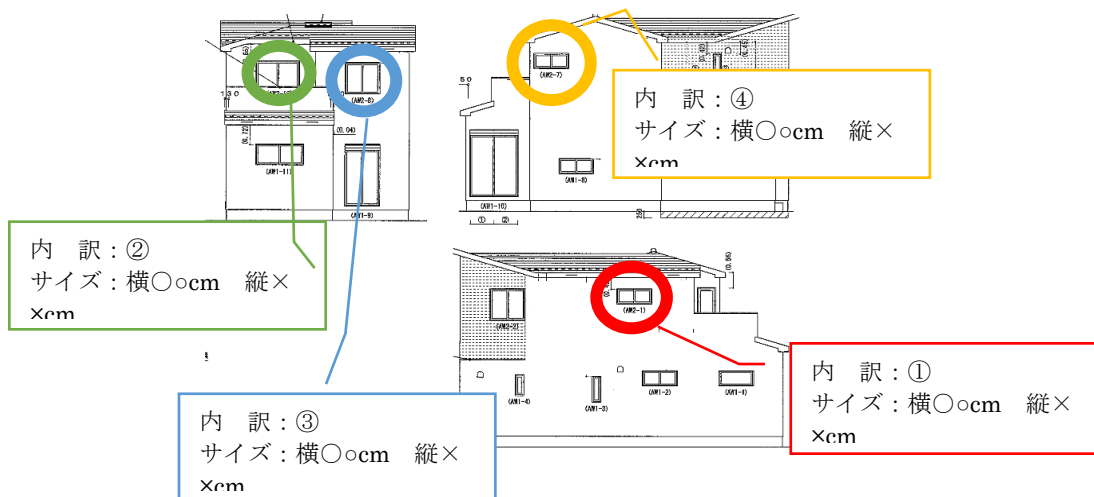
Q15 窓の断熱改修について、平面図及び立面図の例を教えてください。

A

【平面図の例】



【立面図の例】



6 補助対象設備の処分の制限

松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付規則別表第2により定められた期間内に、補助対象住宅を処分した場合、交付した補助金の全部又は一部を返還いただくことがあります。

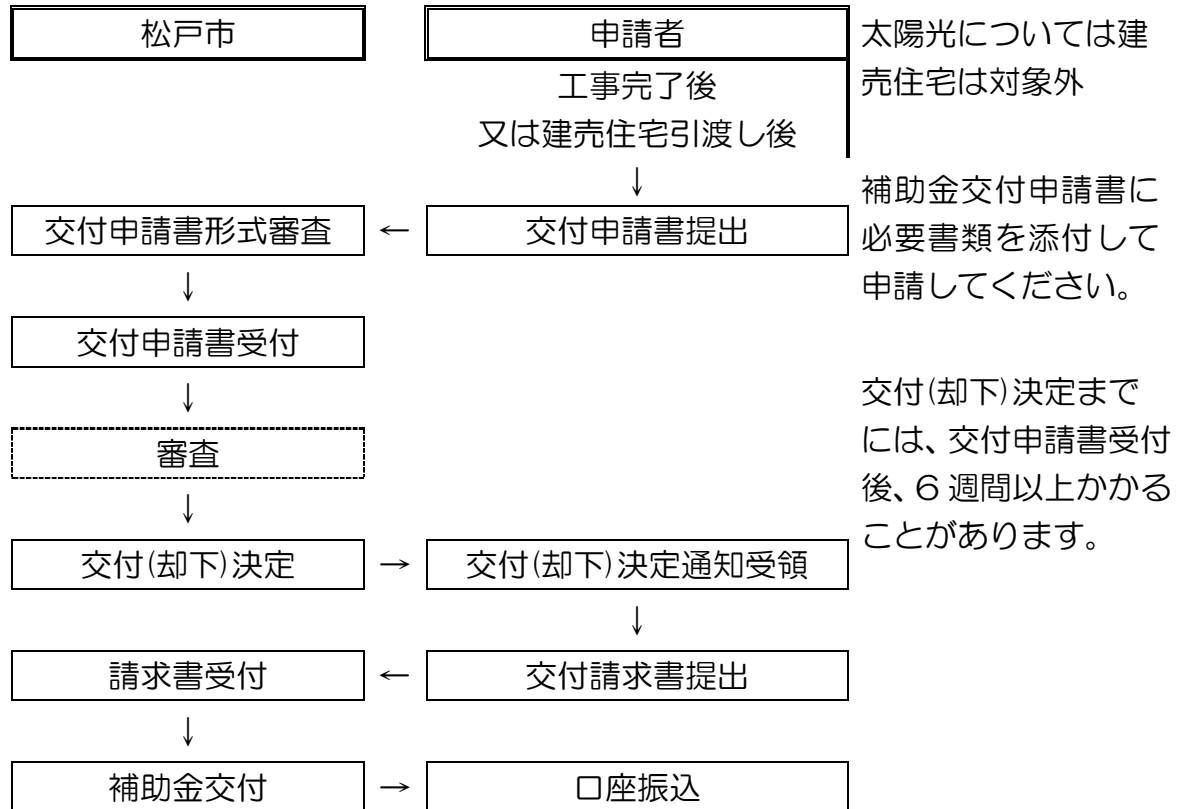
別表第2（第9条関係）

補助対象設備	耐用年数
太陽光発電システム	17年
窓の断熱改修	10年
エネファーム	6年
太陽熱利用システム	15年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年

7 その他

太陽光発電システムの場合は、設置した月の翌月から 1 年後に、太陽光発電システム定期報告書の提出をお願いします。

※ 松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金手続きの流れ



ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

【申請先・問い合わせ先】

松戸市 環境部 環境政策課(市役所新館 6 階)

TEL : 047-366-7089

FAX : 047-366-8114

E-mail : mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

令和 3 年 4 月 1 日作成

令和 3 年 7 月 15 日改訂